

未来に繋ぐ^{つな}ぐみのかもの70年

第13回

「心と生活の道しるべ」——美濃加茂市民憲章の制定——

問 みのかも文化の森／美濃加茂市民ミュージアム ☎28-11110

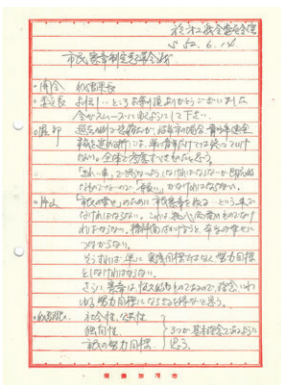
昭和31年の京都市における制定を皮切りに、昭和40年代以降、全国の市町村では市民憲章の制定が進んでいきます。当時はモノの豊かさは増していく一方で、人と人との触れ合いが希薄になりつつある時代でした。その中で、より豊かな市民生活を営むための市民の精神的な繋がりを保つような「心のよりどころ」が求められたのです。

美濃加茂市では昭和49年、市制20周年にあたり制定に向けた準備がすでに進められていましたが、この年の8月に議長選挙にからむ汚職事件があり、市議会が自主解散してこの件については棚上げとなっている状態でした。

市民の心も落ち着いていた昭和52年、満を持して憲章制定の予算が成立し、6月には市から委嘱された30名の委員からなる市民憲章制定委員会が発足します。その初会合では、制定の基本的な考え方や進め方について協議がなされました。当時の会議録からは、市民の

生活で実践しやすいもの、地域の独自性を織り込んだものなど、内容について活発な意見が交わされたことがわかります。以後5回にわたる会合で検討を重ね、市民アンケートの結果を精査して作成された文案を、翌53年に市へ答申します。定例市議会での議決後、4月1日に晴れて市民に告示され、県内では10番目の制定となりました。

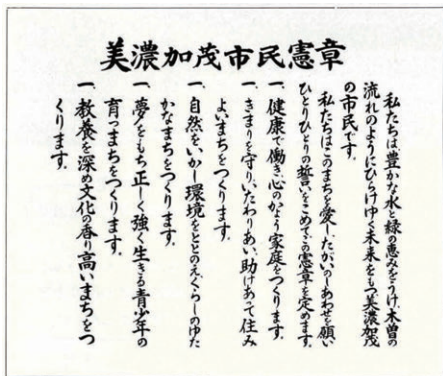
この市民憲章は、市の地域性と歴史性を踏まえ、憲章の目的と心構えをうたう前文と、市民としての目標を定めた本文から成ります。各文の「ます」という語尾には、この憲章の実践は、あ



▲市民憲章制定起草会議録 (昭和52年6月14日)

くまで市民の自主性によるという意識が反映されているのでしよう。

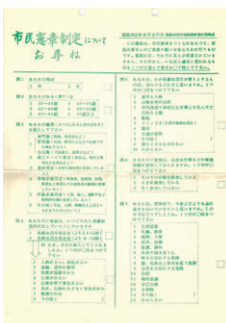
市民憲章はまた行政にとっても政策を打ち出す際の大きな根拠として据えられるものでした。制定後は市民憲章推進委員会によって憲章を生かす運動が展開され、各家庭や学校に憲章文が配布されるなど、新しい「約束ごと」のまちへの定着が図られていきました。



▲市民憲章全文 (「みのかも市報」(昭和53年5月号掲載))

Pick Up 「市民へのアンケート」

制定にあたり、市民の問題意識や希望を把握するため、委員会では市民への意識調査を2度にわたり実施します。「市民憲章制定についてお尋ね」は全世帯を対象とし、市の誇りや公衆道徳への課題、未来への願いなど12項目にわたる質問が連ねられました。回収率87%を超えた用紙は電算機で処理、グラフ化され、さまざまな観点から検討がなされたようです。こうして完成した憲章文は、まさに当時の市民の思いを集約したものとなっています。



▲「市民憲章制定についてお尋ね」